

社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理  
年金制度の将来的な見直しに向けて  
(議論のための骨格的なたたき台)

はじめに

- 平成16年改正により、長期的な給付と負担の均衡を確保し、公的年金制度を持続可能なものとする見直しを実施。  
基礎年金国庫負担割合2分の1は、その前提となる所要の安定財源を確保する税制抜本改革を行った上で、政府の責任として平成21年度当初から必ず実現。また、少なくとも5年毎とされている財政検証は着実に実施。
- 一方、年金記録問題、少子高齢化の進展や今後の経済情勢等に関する不安感の増大。  
⇒ 政府は年金制度に対する国民の信頼は危機に瀕しているとの認識に立ち、信頼回復に向け、不断に制度の見直しを行っていくことが重要。
- 40年加入の満額年金を受給する高齢者が多数現れるようになった昨今、一方で高齢者間の所得格差の拡大等により、無年金者や低年金者の問題に焦点が当たっており、最低保障機能等のあり方について議論がなされているが、その際次の点に留意して検討することが必要。  
(無年金・低年金となった要因への着目)  
⇒ 年金制度への加入及び保険料納付は国民の義務であるという視点  
⇒ 現役時代に低所得だったことにより低年金となっている者に対する年金制度としての対応可能性  
  
(税方式と社会保険方式のポリシーミックス)  
⇒ 制度に対する信頼確保のため、現行制度においてもみられる税方式と社会保険方式のそれぞれの利点を活用していくという視点。  
  
(納めた保険料をできる限り給付に反映させたいとする国民意識の高まり)  
⇒ 年金制度が成熟を迎えている中、納めた保険料ができる限り年金支給に結び付けられるようにすべきという要請にどう応えていくか。  
  
(これまでの制度の積み重ね)  
⇒ 年金制度が国民の間に定着していることや見直しを行う場合には非常に長期間にわたる移行措置が必要となることから、白紙からの議論は非現実的。税方式の導入も含め、制度見直しによる効果がどのように及ぶのかという観点からの検討が不可欠ではないか。

## 1. 低年金・低所得者に対する年金給付のあり方

- 年金制度内における低年金・低所得者への対応は、公的年金制度の維持・発展や国民の信頼確保という観点から検討されるべき。ただし、対応によっては、保険料の納付意欲に悪影響を及ぼすなどモラルハザードを招くおそれがあることに留意が必要。
- 具体的な対応策を考えるに当たっては、以下の2つの考え方がある。
  - ① できる限り満額年金の受給につなげるようにする考え方
  - ② 著しく低所得である者には、満額を超える所得保障を行う考え方

### (①に基づく方策)

**【最低保障年金】**：基礎年金において低年金者に対し一定額を保障

- ・ 滞納者にも一定額の年金を支給することとなるが、保険料の納付意欲に悪影響を及ぼすなどモラルハザードを招くことについてどう考えるか。

**【保険料軽減支援制度】**：保険料について満額の納付を義務づけた上で、申請に基づき所得に応じて保険料が免除される現行の保険料免除制度を原則廃止して、保険料拠出時に所得に応じて保険料の一部を軽減し、軽減された後の保険料納付を求める一方、軽減された分を公的に支援（当該期間も年金額計算上は保険料納付済期間に準じた取扱い）

- ・ 所得に応じた保険料で満額の基礎年金を受けられる仕組みであり、社会保険方式の基本は踏まえた案といえるのではないか。  
また、最低保障年金と異なり、保険料の納付に関するモラルハザードは発生しないといえるのではないか。
- ・ 支援を行う基準となる所得は世帯単位で考えるべきではないか、自営業者等の所得捕捉の問題（いわゆるクロヨン）、拠出時に支援を受けながら年金受給時に高所得となった場合等の課題があることについてどう考えるか。

### (②に基づく方策)

**【単身低所得高齢者等加算】**：基礎年金の額が満額であるか否かにかかわらず、著しく所得の低い単身高齢者等の基礎年金に加給金を加算

- ・ モラルハザードの問題は生じない上に即効性のある案といえるのではないか。
- ・ 単身世帯が夫婦世帯に比べて、厳しい経済状態に置かれていること

をどう考えるか。

- ・ 給付水準や所得基準をどのように考えるべきか。生活保護との関係をどのように考えるか。
- ・ 保険料の滞納期間が長い者に対しても、加給金を加算するべきか。滞納期間に応じて、加算額に差をつけるべきか。

(税方式の導入による対応)

【税方式】: 基礎年金に必要な財源を全額税財源で賄う税方式を導入する。  
(これにより、過去の保険料納付実績にかかわらず、原則としてすべての高齢者に満額年金が支給される。)

- ・ 老後に向けて自ら備えるという基本的考え方を損なわないような工夫が可能か。また、移行措置や9～33兆円の巨額の財源の確保をどうするか。

○ クローバックなど高所得者に対する年金給付の扱いについてどう考えるか。

## 2. 基礎年金の受給資格期間（25年）のあり方

- 受給資格期間は、保険料納付意欲の向上と一定の年金額を保障するという最低保障機能的な役割を担う。  
⇒ 受給資格期間を満たせずに無年金となるのは、相当長期にわたる未納（15年以上）がある場合にほぼ限定。
- 受給資格期間について、納付した保険料はできる限り年金給付に結びつけられるようにすべきであるという国民意識の高まりを踏まえ、無年金者対策として、例えば10年程度にまで短縮すべきであるとの要請が強まっていることをどう考えるか。  
⇒ 滞納者を中心とした被保険者の保険料納付意欲や年金財政への影響  
⇒ 受給資格期間が一定の年金額を保障する措置であることを踏まえ、最低保障機能の強化や保険料の事後納付との関係
- 受給資格期間の単純な廃止は、年金制度が賦課方式で運営されていることや低額年金の増加につながることから不適當。

## 3. 2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの導入

- 時効期限である2年そのものの延長は困難。
- 2年の時効を超えて保険料を納付することができる事後納付の仕組みを活用することが考えられる。
  - ⇒ 我が国の年金制度が賦課方式で運営されていることとの関係
  - ⇒ 保険料納付意欲への影響
  - ⇒ 後納額が多額にならないか
  - ⇒ 最低保障機能の強化、受給資格期間との関係

#### 4. 国民年金の適用年齢の見直し

- 大学進学率の上昇の状況、若年者の保険料納付率が低いことを踏まえてどう考えるか。
  - ⇒ 適用年齢を引き上げた場合、障害年金への影響をどう考えるか。

#### 5. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

- 被用者でありながら第1号被保険者となっている者について雇用条件の改善を図り、老後の所得保障を図ることが本来の課題ではないか。
- 被用者年金一元化法案の早期成立をまず図るとともに、基礎年金の最低保障機能強化などにより制度環境が大きく変化した際に、更なる適用拡大を検討すべきではないか。
- 国民年金の保険料を事業主がパート労働者の給与から天引きして代行徴収することについてどう考えるか。

#### 6. 育児期間中の者の保険料免除等

- 少子化対策は喫緊の課題
  - ⇒ 現行、被用者年金の被保険者に限られている次世代育成支援策の対象を拡大し、出産・育児を行う者について普遍的に適用される仕組みとすべきという考え方
  - ⇒ 政策コストが巨額となるのに対し、少子化対策への効果、対象者個人への効果は不明・限定的という考え方

## 7. 在職老齢年金の見直し

- 支給開始年齢に到達したにもかかわらず、働くことによって年金が支給停止されるのは納得できないとの意見。  
⇒ 高齢者の雇用促進効果、高齢者の所得水準の向上効果は限定的か。
- 現行制度に対する信頼確保の観点から、支給停止の基準の緩和についてどう考えるか。  
⇒ 現役世代の負担との均衡、年金財政への影響  
⇒ 支給停止率の緩和は高所得者ほど改善効果大  
⇒ 別途の財源対策が必要

## 8. 標準報酬月額の上限の見直し

- 標準報酬月額の上限を超える高所得者に、実際の報酬に見合った保険料負担を求める必要はないか。  
⇒ 過剰給付の防止の観点からの工夫が必要か。

## おわりに

(財源確保のあり方)

- 保険料財源で対応する場合  
⇒ 保険料負担の上昇か所得代替率の低下により16年改正による財政フレームの見直しが必要となるおそれ。別途の財源対策。
- 税財源で対応する場合  
⇒ 年金受給者を含め国民全体で費用を負担することについて明確に認識する必要。その上で、消費税を含め税制の抜本改革を通じた安定財源の確保が前提となる。

(今後の進め方)

- 上述8項目の見直しは、国民生活に直接関わる重要な問題であり、国民的な理解を得ながら、様々な場で議論される必要。

※ (参考) 障害基礎年金の取扱い、第3号被保険者制度の取扱い

## 参考資料集

### はじめに

- 年金の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 社会保障の機能の強化のための追加所要額（試算）（第24回経済財政諮問会議 吉川社会保障国民会議座長提出資料）・・・・ P4
- 社会保障国民会議最終報告（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 社会保障国民会議第一分科会（所得確保・保障（雇用・年金））中間とりまとめ・・・・ P7

### 1. 低年金・低所得者に対する年金給付の見直し

#### （総論）

- 高齢者世帯の所得分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
- 老齢基礎年金の年金月額分布・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- 満額でない基礎年金等の受給権者・無年金者が生じる要因として考えられる理由・・・・・・・・ P14
- 基礎年金の最低保障機能の強化について・・・・・・・・ P15
- 所得保障施策における基礎年金の位置づけ・・・・・・・・ P16
- 基礎年金の給付水準改定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
- 生活保護と公的年金の役割の違い・・・・・・・・ P18

#### （最低保障年金関係）

- 最低保障年金のイメージ（読売案・毎日案）・・・・・・・・ P20

#### （保険料軽減支援関係）

- 保険基盤安定制度（保険者支援制度）の概要・・・・・・・・ P22
- 平成19年度末における国民年金第1号被保険者の内訳・・・・・・・・ P23
- 保険料の減免・設定のイメージ・・・・・・・・ P24
- 保険料軽減支援制度のイメージ・・・・・・・・ P25
- 保険料軽減支援制度が各制度の収支に与える影響（イメージ図）・・・・・・・・ P27
- 国民年金保険料の納付率に応じた給付の所得代替率・・・・・・・・ P28

#### （税方式関係）

- 「基礎年金 全額消費税で（平成20年1月7日 日本経済新聞朝刊1面）」・・・・ P29
- 税方式と社会保険方式・・・・・・・・ P30
- 社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション（抜粋・要約版）・・・・ P31

#### （単身高齢者加算関係）

- 単身低所得高齢者等加算のイメージ・・・・・・・・ P37
- 高齢者の世帯構成・・・・・・・・ P38
- 高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準（単身・夫婦）・・・・ P40
- 基礎年金月額と生活扶助基準額・・・・・・・・ P42
- 各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障・・・・ P43

### 2. 基礎年金の受給資格期間（25年）の見直し

- 協定締結・署名済国及び協定協議国の年金制度における受給資格期間について・・・・ P45
- 受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額・・・・・・・・ P46
- 無年金者数について・・・・・・・・ P47

### 3. 2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの導入

- 時効消滅後も保険料の後納を認めることとした場合における保険料の支払総額・・・・ P48

### 4. 国民年金の適用年齢の見直し

- 大学・短期大学への進学率の推移・・・・・・・・ P49
- 年齢別の保険料納付率・・・・・・・・ P50

● 障害者の所得保障	P51
------------	-----

#### 5. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

● パート労働者に対する厚生年金の適用範囲/被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要	P52
● 「パートも派遣も厚生年金に（平成 20 年 2 月 18 日 朝日新聞朝刊 3 面）」	P54
● パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響	P55
● 事業主によるパート労働者に係る保険料徴収の事務処理フロー	P56

#### 6. 育児休業中の者の保険料免除等

● 子育て世帯における母親の就労状況及び経済的負担等に関する資料	P59
● 育児期間中の保険料免除について	P66
● 育児期間中の保険料免除の対象となる人数	P67
● 育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿	P68

#### 7. 在職老齢年金の見直し

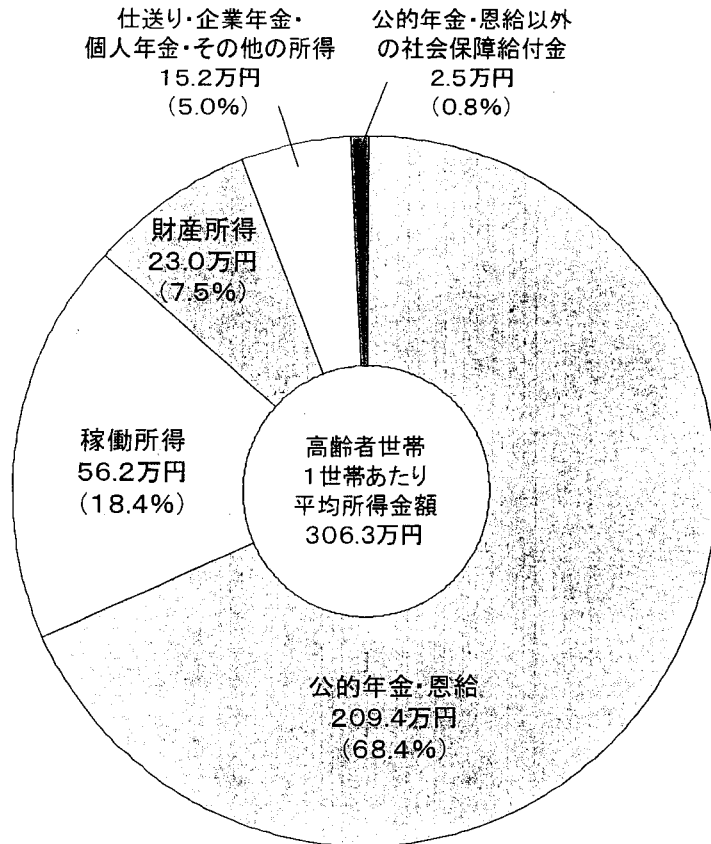
● 60 歳台前半の在職老齢年金の受給権者の賃金分布	P70
● 在職老齢年金の基準緩和による手取り収入への影響	P71
● 60 歳台以降の在職老齢年金制度について（給付額への影響）	P72
● 高齢者の就業実態に関する研究—高齢者の就労促進に関する研究中間報告—	P73
● 65 歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入（平成 19 年 4 月施行）	P92

#### 8 標準報酬月額関係

● 標準報酬月額の上限設定の考え方/標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合	P93
● 標準報酬月額別被保険者数（平成 19 年度末現在）	P95
● 健康保険制度における標準報酬月額の上限/年金と健康保険の標準報酬月額の変遷	P96
● 標準報酬月額の上限を引き上げた場合の負担と給付等について	P98
● 標準報酬月額の上限を引き上げた場合の財政影響（粗い試算）	P99
● 夫のみ就労世帯の所得別年金月額及び所得代替率（標準報酬月額の上限を引き上げた場合の影響）	P100

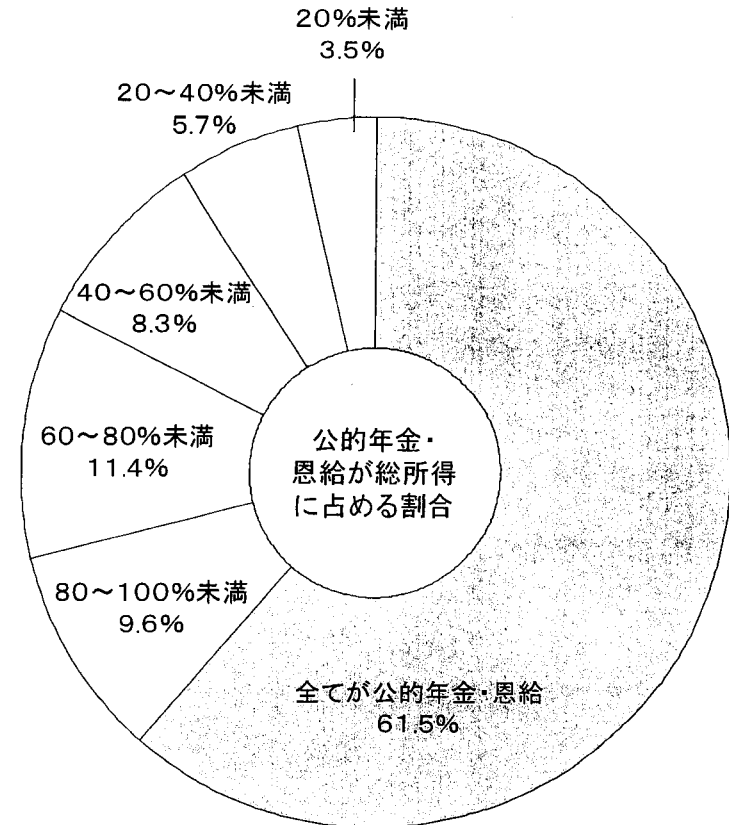
# 年金の役割(1)

## ① 年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成19年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

## ② 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活

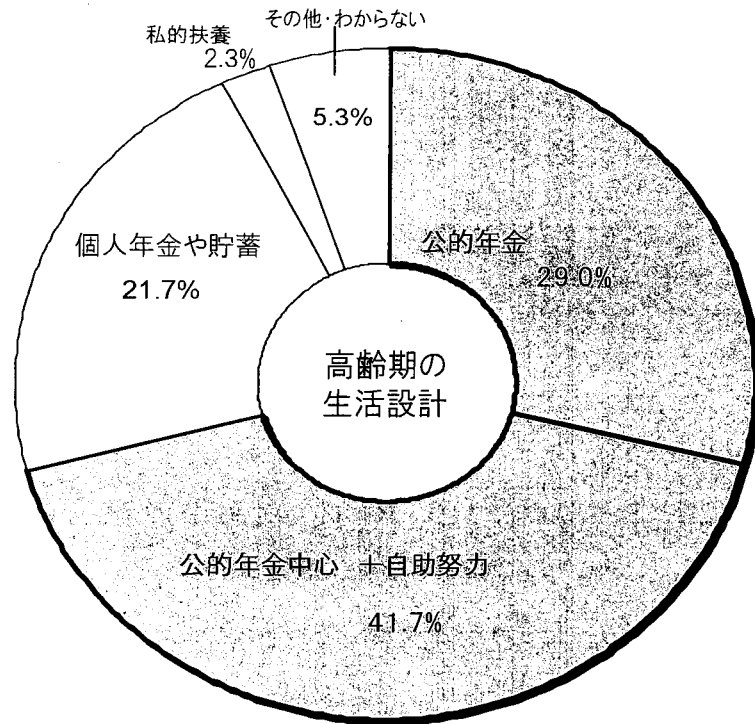


(資料)平成19年国民生活基礎調査 (厚生労働省)



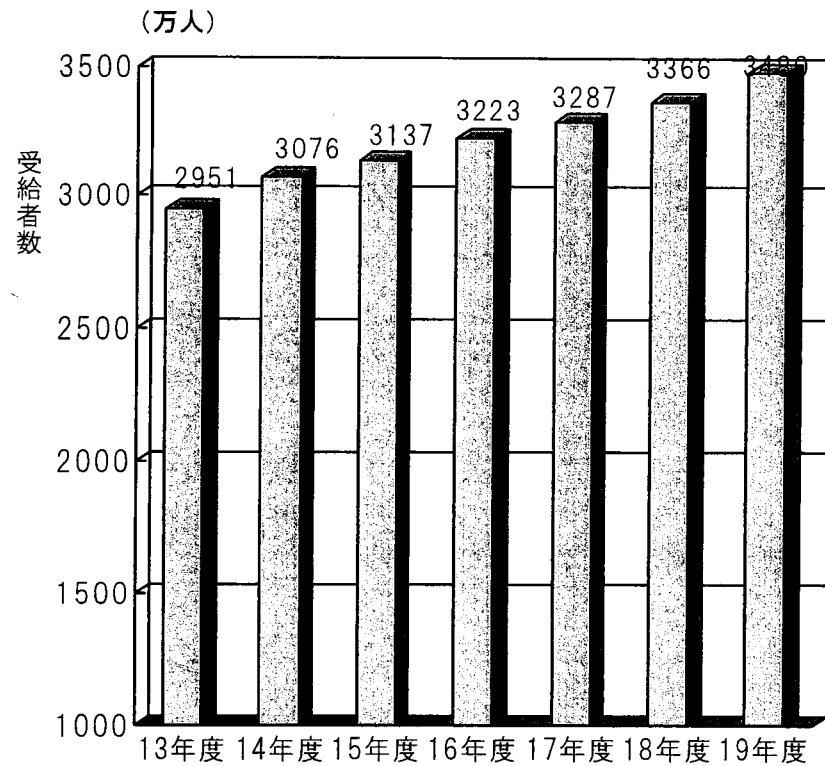
# 年金の役割(2)

③ 高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割



(資料)年金制度に関する世論調査(平成15年内閣府)

④ 国民の4人に1人が年金を受給



(資料)社会保険事業の概況 (社会保険庁)

# 年金の役割(3)

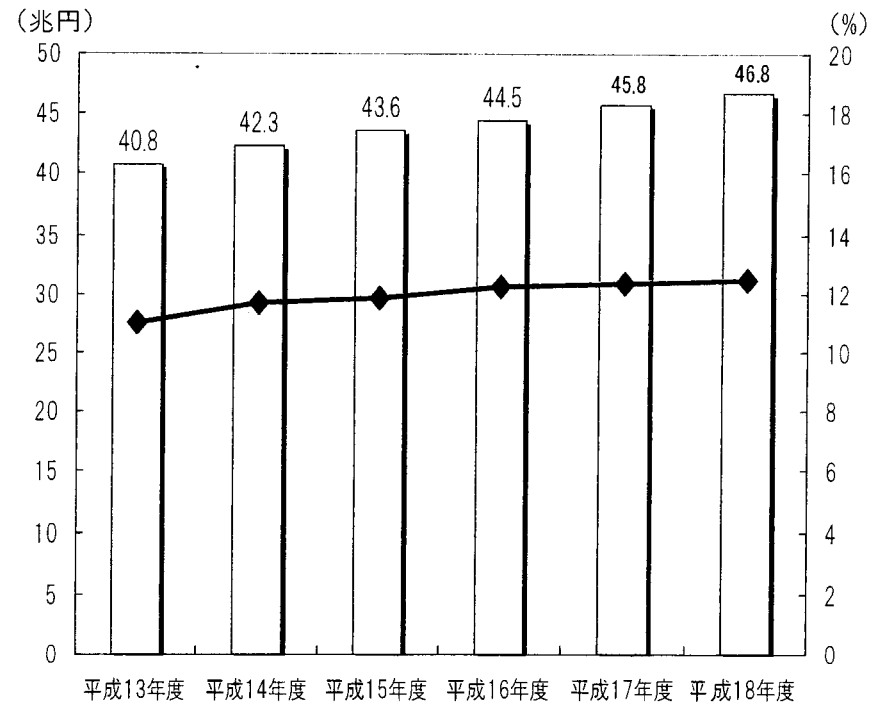
## ⑤ 地域経済を支える役割

### 一 家計消費の2割が年金の地域も

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費 支出比
島根県(27.1%)	15.2%	22.4%
高知県(25.9%)	15.4%	18.4%
愛媛県(24.0%)	14.5%	20.8%
山口県(25.0%)	13.7%	22.7%
長崎県(23.6%)	14.2%	21.0%
鳥取県(24.1%)	14.7%	18.1%
岡山県(22.4%)	13.7%	19.8%

## ⑥ 年金総額は47兆円。対国民所得比12.5%



(資料)社会保険事業の概況 (社会保険庁)

社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)

(社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

	改革の方向性 (新たな施策)	2015年度	
		必要額 (公費ベース)	消費税率換算
基礎年金	○税方式を前提とする場合	約12~28兆円	3 1/2~8 1/2%程度
	○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化 (免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収) 等	約2.6兆円	1%程度
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア、訪問介護・訪問看護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等) 等	約4兆円	1%程度
少子化対策	親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38~44%) (学齢期(小1~3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第1子出産前後の継続就業率38%→55%)) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等	約1.3~2.1兆円	0.4~0.6%程度
合計	○税方式を前提とする場合	約17~34兆円	5~10%程度
	○社会保険方式を前提とする場合	約7.6~8.3兆円	2.3~2.5%程度
社会保障の 機能強化に加え 基礎年金の 国庫負担割合 引上げ分を加味	○税方式を前提とする場合		6~11%程度
	○社会保険方式を前提とする場合		3.3~3.5%程度

(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースⅡ-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2)少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

# 「社会保障国民会議 最終報告」—抜粋—

平成20年11月4日

## 2 これからの社会保障～中間報告が示す道筋～

### 3 社会保障機能強化のための改革

#### (3) 高齢期の所得保障

高齢期の所得保障は、自らの勤労所得・財産所得・年金所得の適切な組み合わせが基本になるが、現実には公的年金が高齢期の所得保障の柱となっている。改めて言うまでもなく、公的年金制度の長期的な安定・給付水準の確保は重要な課題である。

##### ① 公的年金(基礎年金)の財政方式

基礎年金制度の財政方式については、平成21年度からの基礎年金国庫負担の1/2への引き上げ実施を前提に、基礎年金制度の財政方式について、現行社会保険方式、現行社会保険方式の修正案、税方式(複数案)について、客観的・中立的な定量的客観的・中立的な定量的シミュレーションを実施し、関連資料(バックデータ)とともに公表した。

建設的な制度改革論議を行うためには、共通の土台となる客観的・実証的データに基づく議論が不可欠。このシミュレーション結果がそのような「共通の土台となる基礎資料」として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まることを期待する。

##### ② 未納問題への対応

未納はマクロ的には年金財政に大きな影響を与えるものではないが、未納の増加(とそれによる無年金者・低年金者の発生)は、皆年金制度の理念を脅かす大きな問題。未納者の属性を分析し、

- ・低所得者についての免除制度の積極的活用
- ・非正規雇用者・非適用事業所雇用者への厚生年金適用の拡大・雇用主による代行徴収
- ・確信的不払者(多くは中高額所得者)に対する強制徴収の実施

などの属性に対応した実効ある対策を早急に実施することが必要である。

##### ③ 無年金・低年金問題への対応

現行の納付率で将来無年金者が大きく増大することは考えにくいとはいえ、将来にわたって継続的に高齢者の一定割合(約2%)の無年金者は発生。未納対策の徹底とともに、最近増加しつつある生活保護受給者の状況にもかんがみ、基礎年金の最低保障額の設定、弾力的な保険料追納等の措置を検討すべきである。

#### 4 社会保障の機能強化に向けて

(中略)

基礎年金制度については、財政方式を巡る議論があることから、国民会議では、現行社会保険方式による場合と税方式による場合のそれぞれについて定量的シミュレーションを行った。中間報告でも述べたが、建設的な制度改革議論を行うためには共通の土台となる客観的・実証的データに基づく議論が不可欠であり、このシミュレーション結果がそのような「共通の土台となる基礎資料」として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まることを期待するものである。

平成16年の制度改革の効果により現行基礎年金制度の財政は安定しており、シミュレーション結果からは、免除者の増大や納付率低下がマクロの年金財政に与える影響は限定的であることが示された。いわゆる未納問題は現行制度最大の問題であるが、それはマクロの年金財政の問題というよりは、未納の増加(とそれによる無年金者・低年金者の発生)が皆年金制度の理念を脅かし、将来の低年金者・無年金者の増大によって国民皆年金制度の本来機能である「全ての国民の老後の所得保障」が十全に機能しなくなることがより大きな問題であり、その観点から、非正規労働者への厚生年金適用拡大や免除制度の積極的活用などの未納対策の強化、基礎年金の最低保障機能の強化等が大きな課題となる。

(中略)

これに、基礎年金国庫負担を 1/3 から 1/2 に引き上げるために必要な費用を加えれば、社会保障の機能強化のために追加的に必要な国・地方を通じた公費負担は、その時点での経済規模に基づく消費税率に換算して、基礎年金について現行社会保険方式を前提とした場合には 2015 年に 3.3～3.5%程度、2025 年に6%程度、税方式を前提とした場合には 2015 年に6～11%程度、2025 年で9～13%程度の新たな財源を必要とする計算になる(経済前提Ⅱ—1(医療の伸び率ケース①)、医療・介護 B2 シナリオの場合)。

(中略)

社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、同時に必要な機能の強化を実現していくために、今回のシミュレーションの対象でない障害者福祉等を含め、あるべき給付・サービスの姿を示し、それを実現していくための改革の全体像を明らかにしながら、必要な財源を安定的に確保していくための改革に真剣に取り組むべき時期が到来している。

速やかに社会保障に対する国・地方を通じた安定的財源確保のための改革の道筋を示し、国民の理解を得ながら具体的な取組に着手すべきである。

# 「社会保障国民会議 第一分科会中間とりまとめ」―抜粋―

## 2. 社会保障制度と経済活力

### (2) 現役世代の活力の維持・増大

#### ④就労促進政策

(中略)

高齢者の就労促進については、日本の高齢者の就業意思が極めて高い中で、高齢者の雇用を阻害すると考えられる要因として、定年制や在職老齢年金による就労調整が挙げられる。これらが持つ就労を過度に抑制する機能を見直し、働き方に中立的な制度となるよう検討する必要がある。年金の支給開始年齢引き上げに対応して、年金が65歳支給になる時点では、定年年齢もそこまで引き上げることなども含めて検討すべきである。また少なくとも65歳までは雇用が確保される条件を早急に整備しなければならない。年金についていえば、例えば、個々人が受給年齢を選択でき、働くときは年金を休止できるスウェーデン方式を参考に、いつ引退しても、受給月額調整により、年金の総受取額が変わらないような仕組みが考えられる。

(中略)

#### ⑤働き方に中立的な社会保険制度等の確立

上述の雇用政策と年金政策が連動するように、年金制度を働き方と中立的なものにする必要がある。このうち個人の就業行動に与える影響については、すでに高齢者の就労を抑制するような年金制度を就労と中立的にすべきことを指摘したが、企業側の雇用行動を歪めている点も見過ごせない。とくに企業にとって社会保険制度上コストが低くなるために非正規雇用の増加につながったり、社会保険の非適用事業所に雇用されているために厚生年金などの適用を受けられない労働者も少なくないということは懸念されるところである。

このことは正規雇用者と非正規雇用者の格差を固定することにもなっているので、非正規雇用者への年金保険や雇用保険の拡大を早急に進めるべきである。また、非正規雇用者の老後所得の保障という観点からも非正規雇用者に対する被用者年金適用の拡大が重要であることはいうまでもない。この点については現在国会に上程されている改正法案の成立を急ぎつつ、非正規雇用者への社会保険適用と適用事業所の対象をさらに拡大する方向で、早急に検討すべきである。その際、短時間就労を含め、労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても、適用を免れるための細切れ労働時間を設定させないという視点からは検討する価値があるだろう。

(中略)

### 3. 高齢期における所得保障の在り方

#### (1) 基本的考え方

上述のように、日本の高齢者の高い就業意欲を活かし、働きたい人は、年齢にかかわらず、自ら希望する働き方で働ける社会を作り上げていくことが不可欠である。これにより、高齢期の所得確保・保障について、勤労所得、財産所得、年金所得の適切な組み合わせが可能となる。具体的には、我が国経済社会の在り方と整合する形で、「自助」による所得確保を基本に、「共助」である年金が大きな役割を果たす。そして、生活保護が「公助」として、最後の支えとなる。

#### (2) 高齢者世帯の所得と年金の果たしている役割

65歳以上の高齢者世帯の年間所得を見ると、100万円未満が2割弱、300万円未満が6割となっており、貯蓄を見ると4000万円以上の世帯が2割弱を占めるものの、300万円未満の世帯も約1割ある。たしかに高齢者の現役時代と比較した可処分所得の比率は、日本では他のOECD諸国に比べ「平均的」には高くなっているが、勤労収入の有無や、税、社会保険料の所得再分配機能の低さなどから、他国と比して大きな所得格差があり、とりわけ75歳以上高齢単身女性に低所得が多い。

高齢者世帯の6割が年金収入だけで生活しており、平均所得で見ても、高齢者世帯の収入の7割が年金となっているなど、年金は高齢者生活の中核と位置付けられている。

一方、生活保護を受ける高齢者は増加しているが、その保護率(割合)は2%前後と、それほど高くはなっていない。年金が高齢者の生活の中核になっている現状を踏まえれば、基礎年金水準の所得すら得られていない高齢者の生活保障をどう考えるかは重要な問題であることは間違いない。年金制度における対応とともに、現行生活保護制度についても、諸外国の例なども参考に、より柔軟に適用できるような対応を検討することも必要であろう。

(中略)

### 4. 公的年金制度のあり方

#### (1) 公的年金制度について考える意味

(略)

#### (2) 公的年金制度に関する定量的なシミュレーション

(略)

#### (3) 公的年金制度の財政方式のありかたについて

上述の財政シミュレーションなども踏まえて、年金の財政方式については、税方